

栃木県警察機動警察隊運営規程

(平成16年3月30日)
(警察本部訓令乙第7号)

～原文は縦書き～

(趣旨)

第一条 この規程は、栃木県警察本部地域部機動警察隊(以下「機動警察隊」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び編成)

第二条 機動警察隊は、地域部機動警察隊長(以下「隊長」という。)及び隊員をもって組織する。

2 機動警察隊の編成は、別に定める。

(任務及び事務)

第三条 機動警察隊は、警ら用無線自動車による機動警らを通じて常時警戒体制を保持し、公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 機動警察隊は、前項の任務を遂行するため、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪の予防及び検挙活動に関すること。
- 二 一一〇番等による急訴事件、事故等の初動活動に関すること。
- 三 緊急配備及びこれに準ずる事案の発生時における検索及び検問活動に関すること。
- 四 交通指導取締りその他の交通事故抑止活動に関すること。
- 五 前各号のほか警察本部長(以下「本部長」という。)の命ずること。

(勤務制等)

第四条 隊長及び隊長が必要と認める隊員は、栃木県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成十二年栃木県警察本部訓令第三十八号。以下「勤務規程」という。)第二条第一号に定める通常勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第六条第一項に定めるところによる。

2 副隊長、庶務係及び管理係は、勤務規程第二条第二号に定める毎日勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第四条に定めるところによる。

3 前二項以外の隊員は、勤務規程第二条第三号に定める交替制勤務のうち三交替制勤務による勤務とし、その勤務時間は勤務規程第四条に定めるもののほか、次表のとおりとする。

区分 勤務種別	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩
当番	午前九時三十分	午前九時三十分	十五時間三十分	八時間三十分
日勤	午前八時三十分	午後五時十五分	七時間四十五分	一時間

4 隊長は、業務の運営上必要と認めるときは、勤務規程第五条第一項に定めるところにより、前二項に定める勤務開始時刻等を変更することができる。

(週休日)

第五条 隊長は、勤務計画表により、三交替制勤務員に対し、週休日を指定するものとする。

(勤務計画)

第六条 隊長は、県内の犯罪発生状況等を考慮して、毎月二十五日までに翌月の勤務計画を策定しなければならない。

2 隊長は、前項の勤務計画によりがたい特別の事情がある場合は、これを変更することができる。

(活動の基本)

第七条 隊員は、第三条の任務を達成するため、次の各号に定める活動を行うものとする。

一 機動警察隊長の定める機動警ら区域内において、巡回又は駐留警戒を行うことにより、犯罪の予防及び検挙に当たる活動をいう。

二 待機とは、警察署又は交番等において、常時、急訴等に即応できる態勢を保持しつつ、車両、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成整理に当たる活動をいう。

2 隊員は、前項第一号の活動を行うに当たっては、職務質問を積極的に実施して犯罪の予防及び検挙に努めるとともに、危害の防止、公衆に対する保護、指導及び助言、交通指導取締り、少年の補導等を行うものとする。

3 隊員は、機動警ら中、常時、無線電話を開局し、隊、通信指令課及び署通信室等と緊密な連携を保たなければならない。

4 隊員は、第一項の活動以外の特別な活動を行う必要があるときは、隊長の承認を得て当該活動を行うための勤務に従事することができる。

(制服の着用等)

第八条 隊員(警察官に限る。)は、制服を着用しなければならない。

2 隊長は、地域における事件及び事故の発生状況等を勘案して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず私服を着用させることができる。

(腕章)

第九条 隊員は、左腕に腕章(別記様式)を着装するものとする。

(初動措置)

第十条 隊員は、事件、事故等について、初動措置を行った場合は、その処理に必要な関係書類を作成し、証拠品等とともにその処理を管轄警察署に引き継ぐものとする。

2 前項に規定する初動的な措置の範囲は、別表に定める初動措置の範囲の基準のとおりとする。

(検挙時の措置)

第十一条 機動警察隊は、刑事事件、特別法犯事件及び交通法令違反事件等の被疑者を検挙したときは、次の各号に掲げる要領により事件の引継ぎを行うものとする。

一 刑事事件、特別法犯事件を検挙した場合は、検挙した被疑者及び証拠品を、関係記録とともに、原則として検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

二 交通反則通告制度を適用する事件は、関係書類を交通部交通指導課交通反則通告センターに送付するものとする。

三 交通切符制度を適用する事件(在宅送致を除く。)は、簡易裁判所(交通分室)の所在地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

四 前二号に定める以外の交通法令違反事件を検挙した場合は、検挙した被疑者及び証拠品を、関係記録とともに、原則として検挙地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

2 隊長は、前項各号によりがたい場合は、関係する所属長と協議の上、処理するものとする。

(隊長の職務)

第十二条 隊長は、機動警察隊の計画的な運用並びに隊員の指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(運用上の留意事項)

第十三条 隊長は、機動警察隊の運営に当たっては、他の部及び警察署と緊密に連携し、その組織的機能を十分に発揮させるように努めなければならない。